

令和 6 年度

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業

皆瀬 3 号幹線用水路（その 4）工事

特別仕様書

東北農政局平鹿平野農業水利事業所

第1章 総則

成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬3号幹線用水路（その4）工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営成瀬皆瀬土地改良事業（国営施設応急対策）計画に基づき、皆瀬3号幹線用水路を改修するものである。

2. 工事場所

秋田県横手市平鹿町浅舞字八幡小路地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

（1）施工延長 261.607m

施工始点 No.61+51.000

施工終点 No.65+8.267

※ただし、No.61+98.840～No.62+94.500のL=95.660mは施工対象外。

（2）主要工事内訳

開渠工

鉄筋コンクリート大型フリーム（Ⅱ種、B3,000×H1,000、張出100mm）

L=131.760m

八幡川分水工

L=13.750m

取付水路工

N=2箇所（L=17m）

補修工

県道横断暗渠工

L=47.840m

八幡川分水工静水池

L=12.000m

旧国道横断暗渠工

L=39.257m

仮設工

1式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の通水について

本水路は、5月6日～9月5日の期間は農業用水を通水する必要がある。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等112日を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季及び年末年始休暇を含んでいる。

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、夏期休暇（8月14～8月16日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）は施工しない日とする。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の施工しない日においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後5時から午前8時までを施工しない時間帯とする。

なお、冬期間の気象条件等により、上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙—5により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている229日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙—5と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年3月10日まで

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「礫質土」と想定している。

2. 関連工事

本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

皆瀬3号幹線用水路八幡川分水工ゲート設備製作据付工事（仮称）

（施工予定時期 令和6年7月～令和7年3月）

3. 第三者に対する措置

（1）工事区域周辺の農地は稲作及び大豆作であり、収穫時期と工事施工時期が重複するため周辺耕作者との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

（参考） 収穫時期目安 稲 作 9月中旬～10月中旬

大 豆 11月上旬～12月中旬

（2）騒音、振動対策

1）集落周辺での騒音及び振動対策については十分に配慮すると共に、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

また、施工に当たり低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された機械を使用しなければならない。

2）仮橋工設置時において、騒音調査及び振動調査を行うものとする。

3) 騒音調査(2方向×3地点)及び振動調査(3点/1側線)は、各1回行うものとし、調査時期及び調査場所(地点)等は、監督職員と協議するものとする。

なお、次の基準を超える場合には、直ちに作業を中止し施工方法等、監督職員と対策等について協議しなければならない。

騒音基準 85dB 振動基準 75dB

4) 現場内の通行速度は、10km/h以内としなければならない。

(3) 交通対策

県道植田平鹿線の使用にあたっては、仮橋設置及び撤去する期間に片側交互通行となるため、歩行者通路を確保して地元住民及び一般車両の通行を優先させ、安全管理に努めなければならない。

なお、夜間は片側交互通行を解除するものとする。

(4) 地下水対策

本工事の施工に伴い、地域住民から周辺井戸に水量、水質等の被害情報があつた場合は監督職員に報告し指示を受けるものとする。

(5) 保安対策

1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員(指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者)であつて、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者との協議により員数又は資格要件に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無
県道植田平鹿線 (仮橋接続部)	1名/日	交通誘導警備員B	昼	無
県道植田平鹿線 (仮橋設置撤去時)	2名/日	交通誘導警備員B	昼	無
国道107号線 (仮置場搬出入時)	1名/日	交通誘導警備員A	昼	無

(6) 防塵対策

施工にあたり、粉塵などにより周辺利用者及び農作物等に被害を与えるおそれがある場合には、監督職員と協議するものとする。

(7) 公道の清掃

本工事の車両通行によって公道を汚した場合は、必要に応じて監督職員と調整の上、清掃を実施するものとする。なお、清掃方法等は監督職員と協議の上、決定するものとする。

(8) 安全対策(架空線等公衆物損事故防止)

架空線等上空施設の安全対策については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2のとおり必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し契約変更の対象とする。

(9) 関係機関との調整

工事の実施にあたっては、共通仕様書第1編1-1-42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設工

1. 工事用道路等

(1) 県道進入部

工事期間中工事用進入出入口及びその周辺は、受注者の責任において維持管理を行わなければならない。

なお、使用する道路の利用前及び利用後の道路状況を撮影し記録するものとする。

また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 工事用道路

受注者は、図面に基づき、工事用道路を整備しなければならない。

また、工事期間中の補修、維持管理は、受注者の責任において実施しなければならない。

(3) 工事用道路材料

工事用道路に使用する土砂は仮置場から搬入するものとし、工事用道路から撤去した土砂は石持川プラントヤードへ搬出するものとする。

名称	場所	摘要
土砂仮置場	秋田県横手市平鹿町浅舞字荒小屋東地内	
石持川プラントヤード	秋田県横手市雄物川町薄井字手取 313	

2. 掘削残土受入地

(1) 掘削土は埋戻し材として現場内流用するものとしているが、流用しない残土については、

1. (3) に示す土砂仮置場へ搬出するものとする。

3. 仮橋工

工事用進入路として、No. 63+52.800～No. 63+57.800区間を横断する仮橋を、図面に基づき設置しなければならない。また、県道との擦付部は一般通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理をしなければならない。

仮橋下部工のH型鋼杭打設・引拔は、騒音及び振動対策のため油圧式のバイブロハンマ工としている。

4. 水替工

工事現場内における排水量は、次表のとおり想定している。

区 分	場 所	対象流量	排 水 区 分
仮排水量	No.61+51.000	0.089 m ³ /s	常時排水
仮締切内排水量	No.62+94.500～No.64+69.010	0.002 m ³ /s	作業時排水

上表に示す対象流量に満たない排水又は、対象流量を超える排水を行った場合は、排水ポンプの運転状況を監督職員に報告するものとし、契約変更の対象とする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙－2に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用及び返還

(1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員立会いのうえ用地境界等の使用条件を確認しなければならない。

(2) 工事用地等は、別紙－3に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。

る。

- (4) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。
- (5) 地権者及び地域住民と折衝する場合は、予め監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないように十分注意するものとする。
- (6) 埋戻、盛土材及び工事用資材の一時仮置は、発注者が確保している工事用地等内に仮置をするものとする。なお、使用後の土木シートは全て撤去し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これによりがたい場合には同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、J I S規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（J I Sマーク表示認証工場）での製造品とする。

(1) 砕石及び骨材

- 1) 構造物等基礎 再生クラッシュラン（RC-40）
- 2) ドレイン材 洗砂利 25mm 以下

(2) アスファルト混合物

再生細粒度 A s （13F）

(3) コンクリート二次製品

鉄筋コンクリート大型フリューム（以下「大型フリューム」という。）は、社団法人農業土木事業協会規格によるものとする。

名称	規格	寸法	その他
大型フリューム Ⅱ種	B3,000×H1,000 張出 100mm	L2,000	標準
		L1,487	短尺
		L1,501	短尺
		L1,554	短尺
		L1,421	短尺
		L1,389	短尺
		L1,373	短尺
L型ブロック Ⅱ種 (八幡川分水工取付水路)	B1,000×H1,742 張出 100mm	L2,000	標準
	B1,000×H2,113 張出 100mm	L2,000	標準
	B1,000×H2,484 張出 100mm	L2,000	標準
	B1,000×H2,600 張出 100mm	L1,965	短尺
L型ブロック Ⅱ種 (旧国道横断暗渠)	B1,000×H1,269 張出 100mm	L1,850/1756	斜切
	B1,000×H1,269 張出 100mm	L1,568/1,681	斜切
	B1,000×H1,586 張出 100mm	L2,000	標準
	B1,000×H1,893 張出 100mm	L2,000	標準
	B1,000×H2,205 張出 100mm	L2,000	標準

名称	規格	寸法	その他
工取付水路)	B1,000×H2,400 張出 100mm	L1,513/1,314	斜切
	B1,000×H2,400 張出 100mm	L981/1,160	斜切

(4) 鉄筋 異形棒鋼 JIS G3112 SD345、SD295

(5) コンクリート

JIS A 5308 レディーミクストコンクリートによる標準品とし、配合諸元は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 W/C (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	取付水路工、八幡川分 水工
鉄筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	開渠工基礎コンクリート
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート

(6) 表面被覆材

表面被覆工で使用する材料は、下表の品質規格を満足するポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm 以下 中性化速度係数 18 mm/√年 以下
付着強度試験	JSCE-K561 水中条件における養生条件：供試 体作成後、温度 20±2℃、相対湿 度 60±10% 以上で 7 日間気中養生 後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰り返し回数は 10 サ イクル	各試験条件における付着強度
		標準条件
		多湿条件
		低温条件
		水中条件
		乾湿繰り返し条件
		温冷繰り返し条件
圧縮強度試験	JSCE-K 561 (28 日養生)	21.0 N/mm ² 以上
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条 件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2 日間養生後に脱型した長さを基長 とし、材齢 28 日の長さ変化率が 0.0 5% 以下
摩耗深さ	表面被覆材の水砂噴流摩耗試験 (案) (材齢 28 日、10 時間経過後)	標準供試体に対する平均摩耗深さの 比無機系：1.5 以下 HPFRCC：2.5 以下
凍結融解試験	JIS A 1148 (A 法) 試験条件：凍結融解 300 サイクル	相対動弾性係数 85% 以上

(7) 断面修復材

1) 断面修復工で使用する材料は、下表の品質規格を満足するポリマーセメント系モルタル又は同等品以上を使用するものとする。

試 験 方 法 等		規 格 値
中性化促進試験	JIS A 1153 促進期間 4 週間	中性化深さ 5 mm 以下 中性化速度係数 18 mm/√年 以下
付着強度試験	JSCE-K561 供試体の施工厚さ 20mm を標準と する。 水中条件における養生条件：供試 体作成後、温度 20±2℃、相対湿 度 60±10% 以上で 7 日間気中養生	各試験条件における付着強度
		標準条件
		多湿条件
		低温条件
		水中条件
		乾湿繰り返し条件
		温冷繰り返し条件

試 験 方 法 等		規 格 値	
	後、脱型して水中養生を行う。 乾湿・温冷繰返し回数は 10 サイクル	温冷繰返し条件	
圧縮強度試験	JSCE-K561 (28 日養生)	21.0 N/mm ² 以上	
長さ変化率試験	JIS A 1129 試験体作成時及び脱型後の養生条件：温度 23±2℃、湿度 50±5%	2日間養生後に脱型した長さを基長とし、材齢28日の長さ変化率が0.05%以下	
凍結融解試験	JIS A 1148 (A法) 試験条件：凍結融解300サイクル	相対動弾性係数 85%以上	

2) 防錆材

試 験 方 法 等		規 格 値	
耐アルカリ性の確認	日本建築学会「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断及び補修指針（案）・同解説」 鉄筋コンクリート補修用防錆材の品質基準（案）	塗膜に異常が認められないこと	
鉄筋に対する付着強度試験		付着強さ 7.8N/mm ² 以上	
防錆性試験		処理部	普通モルタルの錆の発生率の 50%以下
		未処理部	普通モルタルの錆の発生率の 110%以下

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
大型フリューム	試験成績書、構造計算書
鉄筋	ミルシート
コンクリート	配合計画書、試験成績書
砕石類	試験成績書
表面被覆材	試験成績表
断面修復材	試験成績表
目地補修材	試験成績表
目地材、シール材	カタログ・試験成績書
ウィープホール、床板水抜き器	カタログ・試験成績書
エラスチックフィラー	カタログ・試験成績書
吸出防止材	カタログ、性能評価報告書
コンクリート二次製品	カタログ・試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

材 料 名	検査・試験項目	備 考
大型フリューム L型ブロック	外観・寸法等	・現場搬入時、外観は原則全数対象 ・寸法は、当日入荷数のうち1個 ・初回の検査は監督職員が検査する ・次回以降は受注者の自主検査結果を報告すること

表面被覆材（無機系）	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
断面修復材（無機系）	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合は、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更するものとする。

資材名	規格	調達地域等
再生クラッシュラン	RC-40	秋田県横手市
敷鉄板（仮設材）		秋田県秋田市
仮橋（仮設材）		秋田県秋田市

5. 工事に使用する購入土砂について

受注者が購入土砂を使用する場合は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画確認書、森林法第 10 条の 2 による隣地開発許可書）の写しを監督職員に提出しなければならない。

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 境界標識等

本工事の施工に先立ち、境界標識等について事前に確認しなければならない。なお、境界標識等は工事施工中に移動又は紛失しないよう留意しなければならない。ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せの上、引照杭等を設け工事施工後に復元するものとする。

(3) 検測又は確認（施工段階確認）

ア 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

イ 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工種		確認内容	確認時期	備考
共通工事	掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了時	
	碎石基礎 現場打コンクリート	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で 1 箇所	
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立後以降、構造変更毎に 1 箇所	
	指定仮設工 （仮橋）	幅、長さ	設置完了時点で 1 箇所	
	指定仮設工 （仮設道路）	延長、幅	設置完了時点で 1 箇所	
水路工事		基準高	初期施工段階で 1 箇所	

大型フリーム L型ブロック				
水路 補 修 工 事	下地処理工	外観、付着強度	初期施工段階で1箇所（左 右側壁の2点）	
	表面被覆工 （無機系）	外観、付着強度、 被覆厚さ	初期施工段階で1箇所（左 右側壁の2点）	
	目地充填工	切削幅及び深さ、 外観	初期施工段階で1箇所（左 右側壁の2点）	

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	構造物基礎材
再生細粒度アスコン	13F	県道歩道部

3. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

廃棄物区分	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
プラスチック廃材	(株) 羽後環境	秋田県雄勝郡羽後町新町 字大又20-1	8時～17時	最終処分 施設業者
有筋コンクリート	(株) 大屋産業	秋田県横手市外目字檀森 44-12	8時～17時	再生資源化 施設業者
無筋コンクリート アスファルト	(株) クリーンカン パニー	秋田県雄勝郡羽後町新町 字大又29-2	8時～17時	再生資源化 施設業者

4. 既設分水工ゲートの搬出先

撤去した既設分水工ゲート等（扉体・戸当たり・開閉器・機側操作盤、簡易ゲート）の有価物は、皆瀬頭首工管理敷地内へ運搬するものとし、重量を記載した発生材報告書を監督職員に提出するものとする。

名称	場所	摘要
皆瀬頭首工	秋田県横手市増田町八木字清水添 12-2	

5. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □手作業・機械作業の併用

6. 土工

(1) 掘削

- 1) 掘削土は、埋戻及び盛土に流用するもののほか全て第5章1.(3)に示す土砂仮置場へ搬出するものとする。
- 2) 掘削において、過掘になった部分については購入材を用いて(2)に準じて転圧を行い、埋戻さなければならない。
- 3) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、作業を中止して速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻

埋戻は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、地山と同程度となるように締固めなければならない。

(3) 盛土

盛土は、現場密度試験(両側/箇所/100m)を行うものとし、JIS A1210 の試験で最大乾燥密度に対する所要の締固め度は、A・B法で85%以上、C・D・E法で80%以上とする。

(4) その他

掘削土が埋戻及び盛土の材料に適さないと判断した場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 基礎工

碎石基礎の締固めは、十分に締固めなくてはならない。

8. プレキャスト開渠工

- (1) プレキャスト水路の施工に当たっては、事前に割付図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- (2) プレキャスト水路の1個当たりの標準長さは、2.0mとする。
- (3) プレキャスト水路の据付に当たっては、製品に損傷を与えないように注意し、高さ調整はモルタル等で行うものとする。
- (4) 既設構造部との取り合いにより、施工区間等を変更する必要がある場合には、監督職員と協議するものとする。

9. 構造物撤去工

既設構造撤去については、取壊し前に現況施設の計測確認を行い、撤去数量、範囲を報告し、承諾を得るものとする。八幡川分水工の撤去に当たっては、コンクリート圧砕機により撤去しなければならない。なお、八幡川分水工の撤去方法について変更が必要と判断された場合、また、静水池との接続部について取壊しが必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

10. 補修工

(1) 準備工

- 1) 対象施設内の排水完了後、堆積土砂の状況について確認し監督職員に報告しなければな

らない。

- 2) 湧水や降雨が水路背面から流入する場合は、止水又は導水処理を行うものとし、監督職員と協議するものとする。

また、側壁面の施工に支障となる樹木や草、泥土等の支障物が背面盛土側に存在する場合は、その処理について監督職員と協議するものとする。

(2) 試験施工

下地処理工の着手にあたっては、事前に、洗浄水压及び洗浄後の既設水路躯体の付着強度を把握するため試験施工を行い、結果を監督職員に報告しなければならない。

1) 試験施工計画書の提出

試験施工着手前に、実施位置と試験方法の詳細等を記載した試験施工計画書を提出し、承諾を受けるものとする。

試験施工計画書の内容については、以下のとおりとするが、試験位置及び調査方法の詳細については、事前に監督職員と協議するものとする。

項 目	洗浄圧試験	付着強度試験
試験位置	2箇所（県道横断暗渠及び分水工静水池）	同左
施工場所 （1施設当たり）	側壁	同左
調査方法	噴射圧力 3パターン 調査範囲 1.0m×1.0m/箇所×3	噴射圧力パターン毎に、3個の単軸引張試験 3パターン×3個
試験の規格値	—	個々の値が1.0N/mm ² 以上

2) 試験結果の提出

試験施工実施後、各試験結果と結果の考察等を取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

(3) 下地処理工

- 1) 高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。

また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

- 2) 標準洗浄圧は、底部は14.7MPa、側壁部は100MPaを想定しているが、高圧洗浄機等の使用に先立ち、試験施工を行い、第10章 2.(2) 2) 品質管理に示す付着強度を満足する水压を確認し監督職員に報告しなければならない。

(4) 補修範囲の確認

下地処理後に補修位置及び範囲を監督職員と確認するものとする。

補修計画図に記載のない、ひび割れ、侵入水、剥離等の劣化などが確認された場合には、補修計画図に追補し、写真記録と併せ監督職員に報告し、その扱いについて協議するものとする。

(5) 断面修復工

- 1) 下地処理における高圧洗浄のほか、脆弱部については、ピック、コンクリートブレーカ等を用いて除去するものとする。

鉄筋が露出している場合は、劣化部の影響範囲を確認し、広めにコンクリートカッターを入れ、鉄筋背面まではつり、ワイヤブラシ等で入念に鏝落しを行ったうえで清掃し、鉄筋に防錆材を塗布するものとする。

- 2) プライマーは、塗り残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りでない。

- 3) 断面修復材は金ゴテ等により平滑に仕上げるものとする。修復厚が3cm以上ある場合は、1層を3cm以内とし複数層に分けて、施工しなければならない。なお、日平均気温が4℃以下となることが予想される場合は、材料、配合、断面修復作業等において、温度管

理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 4) 断面修復材の材料使用量については、設計量×(1+K)、K値は補正係数0.11としているが、空袋実績が材料使用量によりがたい場合は協議するものとする。

(6) 表面被覆工

- 1) 使用する被覆材の配合については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設水路コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合は、この限りではない。

- 2) 不陸(凹凸)の調整は、表面被覆工に使用する材料で本施工と一体的に行うものとする。
- 3) 被覆は、金ゴテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意して行わなければならない。

打継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継ぎ有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地部内に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

- 4) 養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラのないよう金ゴテ等により平坦に仕上げるものとする。
- 5) 表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ、運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

- 6) 被覆材の材料使用量については、設計量×(1+K)、Kは補正係数0.18としているが、空袋実績が材料使用量によりがたい場合は協議するものとする。

(7) 底版コンクリート工

- 1) 施工前に現況底版高さを確認するものとし、取り付け水路と接続を確認するものとする。
- 2) 堆積土砂撤去後、コンクリート面の状態が確認できるよう高圧洗浄を行うものとする。
- 3) ピック、コンクリートブレーカ等を用いて5cmはつきり後、鉄筋の露出がある場合は、防錆処理を行わなければならない。

(8) ひび割れ補修工(充填工法)

- 1) 現況確認によりひび割れ補修が必要と判断された場合は、監督職員と協議し下記2)～4)のとおり施工しなければならない。
- 2) 表面にひび割れが確認された場合は、Uカット用のブレードを用いてひび割れに沿ってU字形の溝を電動カッターで設けるものとし、Uカット後は、ワイヤブラシ、刷毛等で切粉を除去するものとする。
- 3) プライマーは、刷毛等を用いて溝内部に塗り残しのないよう均一に塗布するものとする。
- 4) 充填材は、コーキングガンで空隙や打残しのないよう加圧しながら充填し、へらで押え既設コンクリートと密着させて表面を平滑に仕上げなければならない。充填材が硬化するまでは、ほこり等がつかないように養生を行わなければならない。

11. 復旧工

(1) 撤去資材(転落防止柵等)の保管

既設資材は、損傷等与えないように撤去するものとし、発注者が確保している工事用地内に仮置きするものとし、再設置までの期間、受注者の責任において保管しなければならない。

(2) 撤去資材の復旧

撤去した歩車道境界ブロック及び転落防止柵等(基礎ブロック含む)は再利用を考えてい

るが、再設置が困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

12. 除雪工

工事現場内における除雪対象積雪は 10cm 以上とする。

なお、除雪を行った場合は、除雪実施状況（積雪深、除雪範囲及び除雪方法等）を監督職員に報告するものとする。

13. 土壌分析

（1）カドミウム含有量試験

ア カドミウム含有量試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。

イ 試験方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成 15 年 3 月 6 日付け環境省告示第 19 号）の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

（2）カドミウム溶出試験

ア カドミウム溶出試験の検体採取位置は、監督職員と打合せの上、決定するものとする。

イ 試験方法は、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年 8 月 23 日付け環境庁告示第 46 号）の別表に掲げる分析方法に準拠するものとする。

第 10 章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

（1）大型フリームの目地施工管理基準は別紙－ 4 による。

（2）補修工施工管理

1) 出来形管理

1－ 1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理工	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50～100m 毎に 1 箇所割合で処理面を目視確認する。
表面被覆工 （無機系）	被覆厚さ	基準値：側壁 ＋ 3mm、－0mm 規格値：側壁 －0mm	施工延長概ね 50m 毎に 1 箇所の割合で測定する。1 箇所につき左右側壁の 2 点を測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m 毎に 1 箇所割合で被覆面を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定(求積)し、確認する。
断面修復工 （無機系）	長さ	基準値：＋5mm、－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：＋5mm、－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。

工 種	項 目	管理基準値及び規格値	測定基準
	厚さ	基準値：+5mm、-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。但し、小規模補修（概ね1㎡未満）は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積≧設計面積	各施工面について展開図又はその他の方法により測定(求積)する。
鉄筋処理	外観	錆除去：鉄筋に錆がないこと。 防錆材塗布：塗り残し、塗りむら等がないこと。	各補修箇所とする。
目地補修工 (充填工法)	延長	基準値及び規格値：-0mm	各補修箇所とする。
	切削幅	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央の計3箇所
	切削深さ	基準値：-0mm 規格値：-0mm	各補修箇所とする。 測定位置は左右側壁中央付近及び底版中央の計3箇所
	バックアップ材外観	バックアップ材が目地に対して正しく設置されていること。	各補修箇所を目視確認する。
	外観	目地材が目地に対して正しく充填されていること。 施工面にむらがなく、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良がないこと。	各補修箇所を目視確認する。

1－2）撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

工 種	撮影基準		撮影箇所
下地処理工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。		施工前後の表面状況、施工状況、使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値（左右側壁）を撮影する。
表面被覆工 (無機系)	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。		施工状況、使用機械、使用材料の配合・練り混ぜ状況を撮影する。 左右側壁において、被覆厚さ、面積測定状況、付着強度測定値を撮影する。
	全1回		材料の総使用量が分かるものを撮影する。
断面修復工 (無機系)	断面修復工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
	鉄筋処理	施工箇所毎	防錆処理状況を撮影する。
目地補修工 (充填工法)	切削工	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、切削幅及び深さ（左右側壁及び底版）、水路側壁外からの湧水がある場合は、湧水部の止水又は導水の状況を撮影する。
	目地設置	施工延長概ね50～100mにつき1箇所の割合で撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の延長を撮影する。

		る。	
		全1回	材料（プライマー、塗布材、被覆材等）の総使用量が分かるものを撮影する。

2) 品質管理

1) 品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難い場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工 種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
処 理 地	付着強度	単軸引張試験	個々の値が1.0 N/mm ² 以上	表面被覆後 500㎡毎に2箇所（左右側壁） 1箇所当たりの試験数は3個
（無機系） 表面被覆工	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0 N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：500㎡毎に1回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
	付着強度	単軸引張試験	個々の値が1.0 N/mm ² 以上	表面被覆後 500㎡毎に2箇所（左右側壁） 1箇所当たりの試験数は3個
系）断面修復工（無機	圧縮強度 (材齢28日)	JSCE-K561	21.0 N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：1回 ③試験体：円柱試験体（φ50mm×100mm）を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

（1）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信頼性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（2）機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（3）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、（1）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来

形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記 1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案） 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL

(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第 11 章 天災その他不可抗力

天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第 30 条によるものとする。

ただし、異常出水については、本工事仮締切計画流量を $0.089 \text{ m}^3/\text{s}$ と想定しており、受注者の善良な管理のもとにおいて、これを超える洪水により被害が生じた場合のみ、その損害額の負担については、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりであるが、両者協議のうえ軽微と認めた事項については変更しないことがある。

- (1) 土質状況等により構造及び工法を変更した場合
- (2) 転石が出現した場合
- (3) 異常気象などにより排水量が著しく増減し、作業工程に支障が出た場合
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現による工事等の中止があった場合
- (5) 監督職員が設計変更に必要な測量、設計、図面作成及び、歩掛調査等を指示した場合
- (6) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (7) 地域の農村環境に配慮した工事を実施する場合
- (8) 湧水処理対策が必要となった場合
- (9) 基礎地盤の土質確認試験等を変更追加する場合
- (10) 工事用道路に用いる路床材の土取場を変更する場合
- (11) 発生残土を工事用地等へ集積する場合
- (12) 工事用道路を存置及び路床材を他工事に流用する場合
- (13) 仮設工に用いる盛土材等の購入が必要となった場合
- (14) 道路管理者との協議等により、維持管理等について指示があった場合
- (15) 遠隔確認の試行を行う場合
- (16) 安全施設を追加する場合
- (17) 工事用地内の養生等を追加する場合
- (18) 仮橋下部工 H 形鋼杭打設・引抜の工法、機種を変更する場合

- (19) 分土工上屋建築工事を追加する場合
- (20) その他両者協議のうえ必要と認めた場合

第13章 その他

1. 契約後V E提案

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) V E提案の意義及び範囲

- 1) V E提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ② 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③ 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) V E提案書の提出

- 1) 受注者は、V E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書 様式6-1）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由
 - ② V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③ V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥ その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、V E提案を契約締結の日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) V E提案の適否等

- 1) 発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る乙の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、V E提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、V E提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「V E管理費」という。）を削減しないものとする。

7) V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の V E 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) V E 提案書の使用

発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が V E 提案を適性と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 部分払について

本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することに

よって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別紙－6「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式－42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス

- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬、設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

8. 週休 2 日制工事の施工（発注者指定方式）

(1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

(2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

ア 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

イ 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

ウ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

ア 受注者は、契約後、週休 2 日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

イ 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡

記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

ウ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

エ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合又は実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記イの記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

オ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

(4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

(5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

1) 補正係数

	4週8休以上
現場閉所率	28.5%（8日／28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。

なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

(6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1.02
	撤去	1.02

9. 週休2日制の促進

(1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績評定において加点点評価を行うとともに、履行実績取組証明書の発行を行う工事である。

(2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、発注者指定方式において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績の点数を10点減ずることとする。なお、加点点評価に当たっては、以下のとおりとする。

ア 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」に、次の新規の評価項目を追加した上で最大2点を加点点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐ 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

イ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績評定の考査項目「施工状況（工程管理）」に、次の2つの事項の両方で加点点評価する。ただし、週休2日に満たない（現場閉所率4週6休以上）場合は、次の2つの事項のうち「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他〔理由：現場閉所により週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

ウ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績評定の考査項目「法令遵守等」において1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

（3）監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

10. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- （1）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （2）受発注者間で作成のうえ合意した単価合意書は、公表するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- （1）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- （2）用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1

月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{○真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{○補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

12. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は下表のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況又は工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議を実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 下表に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水、電力等の供給設備 ② 緑化及び花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識、照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 避暑（熱中症予防）又は防寒対策
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ② 完成予想図

計上項目	実施する内容（率計上分）
	③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット又は工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. 情報化施工技術の活用について

（1）適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（令和 3 年 4 月農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等の各段階において、3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。

情報化施工技術	適用工種
1. UAV 空中写真測量出来形管理技術	土工、仮設工
2. TLS 出来形管理技術	土工、仮設工
3. TS 等光波方式出来形管理技術	土工、仮設工
4. ICT 建設機械施工技術	土工、仮設工

（2）協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の（3）～（7）によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

（3）施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

（4）情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けけるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	令和 2 年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬 3 号幹線用水路実施設計業務報告書	NTC コンサルタンツ（株）
2	同上、図面の CAD データ	
3	令和 4 年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業 皆瀬 3 号幹線用水路県道区間設計業務	内外エンジニアリング（株）
4	同上、図面の CAD データ	

（5）確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用 T S を準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術活用工事の費用

1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。

2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛や経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査を実施する場合には協力しなければならない。

15. 地域外からの労務者確保に要する間接工事費の設計変更

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事施工にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. 1日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に

必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

- (5) 災害復旧工事等での人工積算又は「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用した積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

17. 共通仮設費率分の適切な設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開、除根、除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

第14章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 構造物撤去工				
(1) 構造物取壊し工				
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	m ³	76	
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート	m ³	93	
舗装版切断	アスファルト	m	8.8	
舗装版破砕	アスファルト	m ²	88	
殻運搬	無筋コンクリート	m ³	76	
殻運搬	有筋コンクリート	m ³	93	
殻運搬	アスファルト	m ³	2.6	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	無筋コンクリート	m ³	76	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	有筋コンクリート	m ³	93	
殻運搬・処理（産業廃棄物処分費）	アスファルト	m ³	2.6	
路盤撤去運搬	歩道部 仮置場へ	式	1.000	
歩車道境界ブロック撤去		m	20.000	
既設防護柵撤去	県道歩道部	m	12.000	
(2) 既設ゲート、上屋撤去				
既設ゲート・上屋撤去運搬		式	1.000	
上屋処分費		式	1.000	
2. 開渠工				
(1) 作業土工	掘削			
基面整正		m ²	610	
床掘	一次掘削・積込	式	1.000	
不整地運搬	一次掘削の運搬	式	1.000	
積込	二次掘削・積込	式	1.000	
土砂等運搬	二次掘削の運搬	式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
床堀	掘削・積込	式	1.000	
土砂等運搬	掘削土の運搬	式	1.000	
床堀	工事用地へ直接置土	式	1.000	
土砂等運搬	現場から仮置場へ搬出	式	1.000	
(2)作業土工	埋戻			
法面整形	盛土法面整形	m ²	590	
埋戻	構造物周辺	m ³	140	
埋戻	B<1.0m	m ³	203	
埋戻	1.0m≤B<2.5m	m ³	285	
埋戻	2.5m≤B<4.0m	m ³	184	
盛土	B<1.0m	m ³	4	
積込	埋戻土砂1次掘削・積込	式	1.000	
土砂等運搬	埋戻土砂の運搬	式	1.000	
積込	埋戻土砂の二次掘削・積込	式	1.000	
不整地運搬	埋戻の二次掘削(積込)土砂の小運搬	式	1.000	
埋戻土砂投入	バックホウ 0.80m ³	式	1.000	
埋戻土砂投入	バックホウ 0.28m ³	式	1.000	
(3)プレキャスト開渠工	リフト台車施工区間 (No. 62+94.500～ No. 63+19.050)			
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	87	
コンクリート	基礎コンクリート 18-8- 25 BB	m ³	13	
型枠	基礎コンクリート	式	1.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.740	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	標準品 L=2,000mm	個	10.000	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	短尺品 L=1,487mm	個	3.000	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	1.700	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
サイドドレーン	H300×B300	m	49.100	
吸出し防止材		m ²	44.000	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	13.000	
アンダードレーン	H400×B350	m	24.600	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	6.000	
(4)プレキャスト開渠工	リフト台車施工区間 (No. 63+52.800～ No. 63+56.800)			
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	14	
コンクリート	基礎コンクリート 18-8- 25 BB	m ³	2.1	
型枠	基礎コンクリート	式	1.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.121	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	標準品 L=2,000mm	個	2.000	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	0.600	
サイドドレーン	H300×B300 砂利25mm以下	m	8.000	
吸出し防止材	ヤシ繊維系 t=10mm	m ²	7.000	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	2.000	
アンダードレーン	H400×B350 砂利25mm以下	m	4.000	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	1.000	
(5)プレキャスト開渠工	ルーフ施工区間 (No. 63+56.800～ No. 64+19.013)			
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	221	
コンクリート	均しコンクリート 18-8- 25 BB	m ³	11	
鉄筋コンクリート大型フリューム	標準品 L=2,000mm	m	56.0	
鉄筋コンクリート大型フリューム	短尺品 L=1,501mm	m	6.0	
型枠	均しコンクリート	式	1.000	
伸縮目地	シリコーン系 スポンジ 25×12	m	30.000	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	3.500	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
施工目地	シリコン系 スポンジ 18×15	m	130.000	
サイドドレーン	H300×B300 砂利25mm以下	m	124.000	
吸出し防止材	ヤシ繊維系 t=10mm	m ²	112.000	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	32.000	
アンダードレーン	H400×B350 砂利25mm以下	m	61.200	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	16.000	
(6)プレキャスト開渠工	リフト台車施工区間 (No. 64+19.013～ No. 64+60.010)			
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	146	
コンクリート	基礎コンクリート 18-8- 25 BB	m ³	22	
型枠	基礎コンクリート	式	1.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	1.235	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	標準品 L=2,000mm	個	14.000	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	短尺品 L=1,554mm	個	1.000	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	短尺品 L=1,421mm	個	6.000	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	短尺品 L=1,389mm	個	1.000	
鉄筋コンクリート大型フリューム (リフト台車)	短尺品 L=1,373mm	個	1.000	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	2.900	
サイドドレーン	H300×B300 砂利25mm以下	m	82.000	
吸出し防止材	ヤシ繊維系 t=10mm	m ²	74.000	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	23.000	
アンダードレーン	H400×B350 砂利25mm以下	m	41.000	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	12.000	
(7)取付水路工	八幡川分水工部			
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	34.000	
均しコンクリート	18-8-25 BB	m ³	1.700	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
型枠	均しコンクリート	式	1.000	
L型ブロック据付（クレーン施工）	H1,742×B1,000×L2,000	個	2.000	
L型ブロック据付（クレーン施工）	H2,113×B1,000×L2,000	個	2.000	
L型ブロック据付（クレーン施工）	H2,484×B1,000×L2,000	個	2.000	
L型ブロック据付（クレーン施工）	H2,600×B1,000×L1,965	個	2.000	
底版コンクリート	21-12-25 BB	m ³	2.300	
型枠	底版コンクリート	式	1.000	
鉄筋	SD295 D16	ton	0.122	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.144	
施工目地	L型ブロック直線部 シリコーン系 スポンジ18×15	m	17.000	
伸縮目地 t=10cm	L型ブロック部 シリコーン系 スポンジ25×12	m	6.000	
伸縮目地 t=10cm	底版現場打ち部 シリコーン系 スポンジ25×12	m	1.000	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	3.000	
サイドドレーン	H300×B300 砂利25mm以下	m	15.500	
吸出し防止材	ヤシ繊維系 t=10mm	m ²	14.000	
アンダードレーン	H400×B350 砂利25mm以下	m	8.000	
ウィープホール	φ75 底部	箇所	2.000	
(8)取付水路工	旧国道横断暗渠工上流部			
基礎砕石	RC-40 t=15cm	m ²	36.000	
基礎コンクリート	18-8-25 BB	m ³	5.400	
型枠	基礎コンクリート	式	1.000	
鉄筋	SD295 D13	ton	0.295	
L型ブロック据付（リフト台車施工）	H1,269×B1,000× L1,850/1,756	個	1.000	
L型ブロック据付（リフト台車施工）	H1,269×B1,000× L1,568/1,681	個	1.000	
L型ブロック据付（リフト台車施工）	H1,586×B1,000×L2,000	個	2.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
L型ブロック据付 (リフト台車施工)	H1, 893×B1, 000×L2, 000	個	2. 000	
L型ブロック据付 (リフト台車施工)	H2, 205×B1, 000×L2, 000	個	2. 000	
L型ブロック据付 (リフト台車施工)	H2, 400×B1, 000× L1, 513/1, 314	個	1. 000	
L型ブロック据付 (リフト台車施工)	H2, 400×B1, 000× L981/1, 160	個	1. 000	
底版コンクリート	21-12-25 BB	m ³	2. 500	
型枠	底版コンクリート	式	1. 000	
鉄筋	SD295 D16	ton	0. 168	
鉄筋	SD295 D13	ton	0. 139	
施工目地	L型ブロック直線部 シリ コーン系 スポンジ18×15	m	22. 000	
伸縮目地	L型ブロック部 シリコー ン系 スポンジ25×12	m	6. 000	
伸縮目地	底版現場打ち部 シリコー ン系 スポンジ25×12	m	1. 000	
目地板	エラスチックフィラー t=10mm	m ²	1. 000	
目地板	エラスチックフィラー t=20mm	m ²	2. 000	
サイドドレーン	H300×B300 砂利25mm以 下	m	17. 000	
吸出し防止材	ヤシ繊維系 t=10mm	m ²	15. 300	
アンダードレーン	H400×B350 砂利25mm以 下	m	8. 500	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	2. 000	
3. 分土工	八幡分土工			
(1)分土工	八幡分土工			
基礎砕石	RC-40 t=150mm	m ²	66	
コンクリート	均しコンクリート 18-8- 25 BB	m ³	4. 4	
コンクリート	鉄筋コンクリート 21-12- 25 BB	m ³	98	
コンクリート	小口止めコンクリート 18-8-25 BB	m ³	0. 1	
コンクリート	舗装コンクリート 18-8- 25 BB	m ³	1. 0	
鉄筋	SD345 D22	ton	0. 657	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋	SD345 D19	ton	1.40	
鉄筋	SD295 D16	ton	0.559	
鉄筋	SD295 D13	ton	2.85	
止水板	塩ビ製 CF-200 5mm	m	17.6	
目地板	エラスチックフィラー 10mm	m ²	7	
型枠	均しコンクリート	式	1.000	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1.000	
型枠	小口止コンクリート	式	1.000	
型枠	舗装コンクリート	式	1.000	
足場	手摺先行型枠組	式	1.000	
支保工	パイプサポート支保 40KN/m2以下	式	1.000	
二次コンクリートアンカー	ケミカルアンカー D16	箇所	62.000	
ガードレール設置	Gr-C-2B-4	m	9.000	
トラップ	B=300mm	本	8.000	
サイドドレーン	H300×B300 砂利25mm以下	m	14.500	
吸出し防止材	ヤシ繊維系 t=10mm	m ²	13.000	
アンダードレーン	H400×B350 砂利25mm以下	m	7.600	
ウィープホール	φ 50 壁部	箇所	6.000	
ウィープホール	φ 75 底部	箇所	2.000	
4. 水路付帯工				
(1)安全施設工				
ガードレール	塗装品C-4E 既設撤去・再設置	m	24	
転落防止柵（既設）	撤去・再設置 H=1.05m	m	17.200	
転落防止柵門扉（既設）	撤去・再設置 H=1.05m, B=1.0m, 片開き	基	2.000	
転落防止柵撤去（既設）	格子フェンス H=0.85m	m	32.400	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
転落防止柵設置（新設）	耐雪型 H=1.1m, 支柱間隔 2.0m, コンクリートブロック建込式	m	29.000	
転落防止柵門扉設置（新設）	耐雪型 H=1.1m, B=1.0m(片 開), コンクリートブロック建込式	基	1.000	
5. 補修工				
(1) 県道横断暗渠工				
堆積土砂撤去・一時置	人力	m ³	6.000	
堆積土砂運搬	仮置場へ	m ³	6.000	
高圧洗浄工	底版洗浄 14.7Mpa	m ²	119.000	
高圧洗浄工	壁部脆弱部除去 100.0Mpa	m ²	198.000	
表面被覆工	無機系 t=5mm	m ²	198.000	
断面修復工	無機系 t=62mm	m ²	3.900	
鉄筋防錆処理工		m	0.900	
コンクリートカッター工	D=10mm	m	59.100	
コンクリートはつり	断面修復部	m ²	3.900	
殻運搬処分	無筋コンクリート	m ³	6.200	
底版コンクリート工	21-12-25 BB	m ³	5.900	
コンクリートはつり	底版部 t=5cm	m ²	119.000	
溶接金網	D6 網目150	m ²	119.000	
目地補修		m	40.800	
(2) 八幡川分水工（静水池）				
堆積土砂撤去	人力	m ³	2.000	
堆積土砂運搬	仮置場へ	m ³	2.000	
高圧洗浄工	底版洗浄 14.7Mpa	m ²	38.000	
高圧洗浄工	壁部脆弱部除去 100.0Mpa	m ²	84.000	
表面被覆工	無機系 t=5mm	m ²	84.000	
断面修復工	無機系 t=59mm	m ²	7.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鉄筋防錆処理工		m	6.400	
コンクリートカッター工	D=10mm	m	11.000	
コンクリートはつり	断面修復部	m ²	7.000	
殻運搬処分	無筋コンクリート	m ³	2.300	
底版コンクリート工	21-12-25 BB	m ³	5.900	
コンクリートはつり	底版部 t=5cm	m ²	38.000	
溶接金網	D6 網目150	m ²	38.000	
足場工	手摺先行枠組	式	1.000	
(3)旧国道横断暗渠工				
堆積土砂撤去・一時置	人力	m ³	5.000	
堆積土砂運搬	仮置場へ	m ³	5.000	
高圧洗浄工	底版洗浄 14.7Mpa	m ²	96.000	
高圧洗浄工	壁部脆弱部除去 100.0Mpa	m ²	144.000	
表面被覆工	無機系 t=5mm	m ²	144.000	
断面修復工	無機系 t=85mm	m ²	5.900	
コンクリートカッター工	D=10mm	m	60.700	
コンクリートはつり	断面修復部	m ²	5.900	
殻運搬処分	無筋コンクリート	m ³	5.300	
底版コンクリート工	21-12-25 BB	m ³	4.800	
コンクリートはつり	底版部 t=5cm	m ²	96.000	
溶接金網	D6 網目150	m ²	96.000	
目地補修		m	39.200	
6. 復旧工				
(1)歩車道境界ブロック復旧				
歩車道境界ブロック復旧	600mm	m	20.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)歩道舗装復旧				
歩道舗装復旧	表層 再生細粒度AS(13F) t=30mm	m ²	88.000	
歩道舗装復旧	路盤 RC-40 t=100mm	m ²	88.000	
歩道舗装復旧	凍上抑制層 RC-40 t=150mm	m ²	88.000	
(3)防護柵復旧	歩道部			
防護柵復旧 (再設置)	歩道部 H=1.1m 支柱間隔 2.0m	m	12.000	
7. 仮設工				
(1)仮設道路工				
敷鉄板	設置～賃料～撤去、工事 用道路、進入路	m ²	318	
敷鉄板	設置～賃料～撤去 県道 歩道部	m ²	65	
積込運搬	仮置場から	式	1.000	
工事用道路盛土		式	1.000	
工事用道路撤去運搬	石持川プラントヤードへ	式	1.000	
(2)仮橋工				
仮橋上部	設置～賃料～撤去	ton	5.52	
仮橋覆工板		m ²	40	
仮橋高欄		m	20	
仮橋上部工材料	高力ボルト F10T M22×60	組	24.000	
仮橋上部工材料	高力ボルト F10T M22×80	組	24.000	
H形鋼杭打設	油圧式バイプロハンマ H300 6m	本	6.000	
H形鋼杭引抜	油圧式バイプロハンマ H300 6m	本	6.000	
H形鋼杭賃料	H300 L=6m	ton	3.442	
仮橋設置撤去工 (下部工)	受桁他 H300 設置～賃 料～撤去	ton	0.963	
仮橋下部工材料	高力ボルト F10T M22×75	組	24.000	
(3)仮廻し水路工	消雪水仮廻し水路			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮回し水路工	設置～損料～撤去	m	98.200	
既設開水路養生敷鉄板		m ²	5.000	
(4)排水処理工				
仮締切工	施工始点部	式	1.000	
排水ポンプ設置撤去	常時排水	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	常時排水	箇所	1.000	
在場ポンプ	賃料	日	151.000	
釜場設置	作業時排水	箇所	2.000	
釜場撤去	作業時排水	箇所	2.000	
排水ポンプ（小口径）設置撤去	作業時排水	箇所	3.000	
排水ポンプ運転	排水区間①	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	排水区間②	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	排水区間③	箇所	1.000	
(5)安全費				
交通誘導警備員		人	159	
交通誘導警備員	仮橋設置時（片側交互通行時）	人	16	
交通誘導警備員	仮置場搬出搬入時	人	9	
(6)工事用地整備工				
土木シート敷設		m ²	3,399.000	
土木シート撤去		m ²	3,399.000	
土木シート積込・運搬		式	1.000	
土木シート処分		式	1.000	
(7)仮囲い工				
仮囲い設置、撤去	開水路部	m ²	193.000	
仮囲い設置、撤去	開水路部（流用）	m ²	1,509.000	

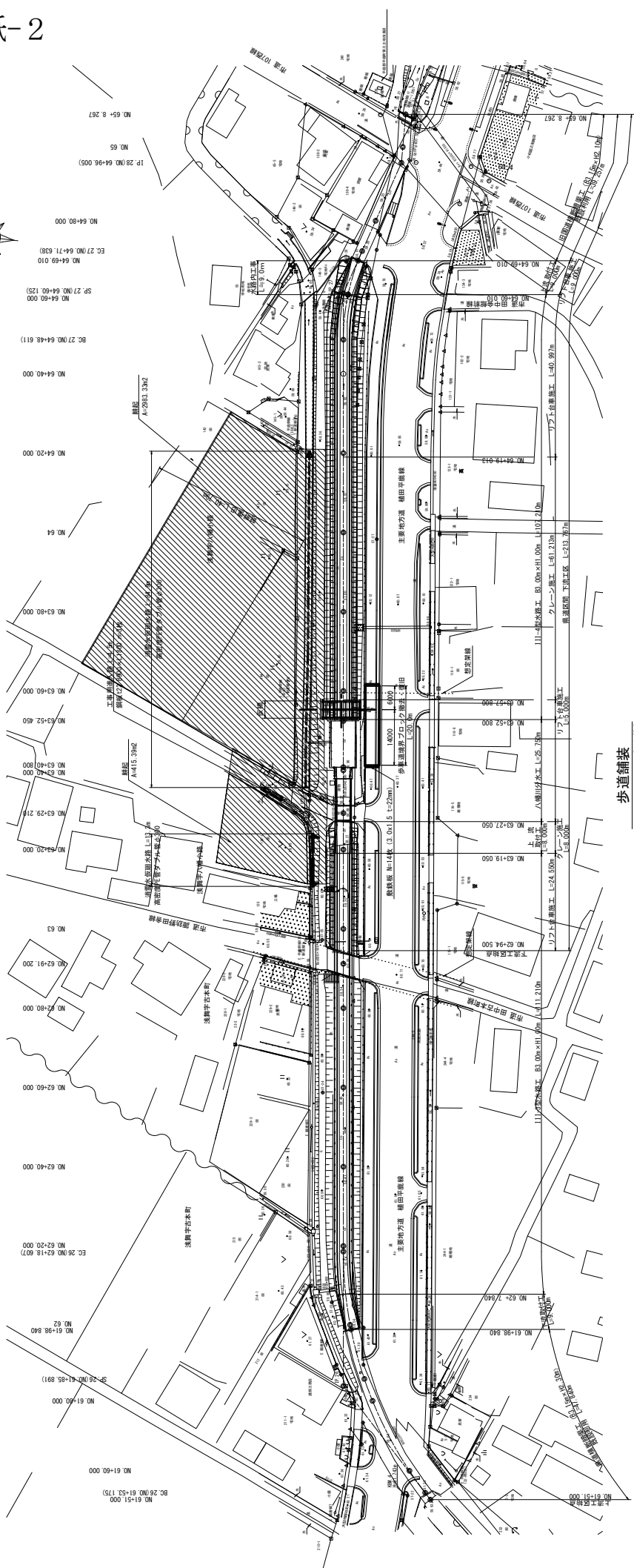
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
仮囲い設置、撤去	分水工部	m ²	354.000	
(8)除雪工				
除雪工 構造物周辺	人力除雪	m ³	249.000	
除雪工 土工部	機械除雪	m ³	411.000	
除雪工 仮設道路	機械除雪	m ³	381.000	
除雪工 仮設ヤード	機械除雪	m ³	6,899.000	
8. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送	敷鉄板（往路）	ton	68.24	
仮設材輸送	敷鉄板（復路）	ton	68.24	
仮設材輸送	仮橋鋼材（往路）	ton	17.110	
仮設材輸送	仮橋鋼材（復路）	ton	17.110	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラークレーン 35tを超え80t以下	台	1.000	
重建設機械分解・組立・輸送	クローラークレーン 80tを超え150t以下	台	1.000	
事業損失防止施設				
事業損失防止施設費	防音シート（H=2.0m）設置～賃料～撤去	m	58.300	
(2)技術管理費				
共通仮設（積上げ）				
目地施工管理				
目地施工管理	大型フリューム	m	162.500	
補修工の試験施工費				
補修工試験施工	試験施工計画書作成	式	1.000	
補修工試験施工	噴射圧力試験	箇所	2.000	

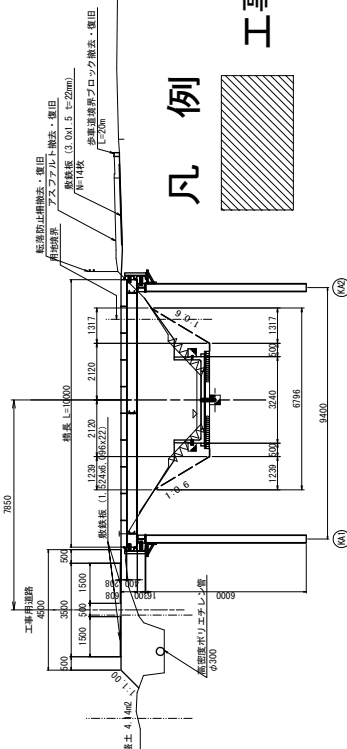
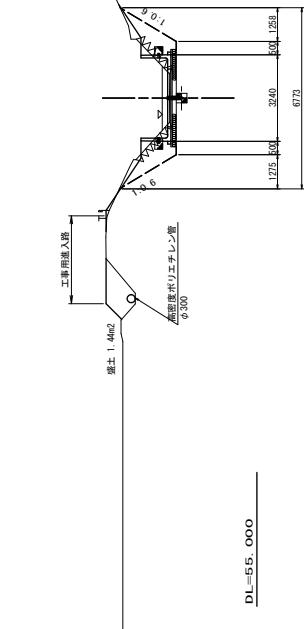
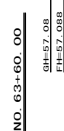
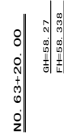
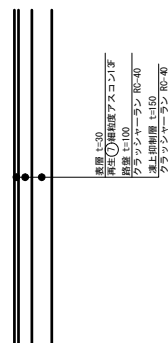
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
補修工試験施工	付着強度試験	箇所	2.000	
補修工試験施工	試験結果とりまとめ	式	1.000	
品質管理	付着強度試験（下地処理後）	箇所	2.000	
品質管理	付着強度試験（表面被覆後）	箇所	2.000	
品質管理	圧縮強度試験（表面被覆工）	回	1.000	
品質管理	圧縮強度試験（断面修復工）	回	1.000	
一括計上価格				
1. 一括計上価格				
（1）土壌調査				
カドミウム含有量試験		検体	5.000	
カドミウム溶出試験		検体	5.000	
（2）騒音振動調査				
騒音レベル測定	2方向／3地点／1発生源	回	1.000	
振動レベル測定	3点／1側線	回	1.000	
（3）産業廃棄物税				
産業廃棄物税		ton	0.300	

工程用地图



步道舗装



凡例

DL=55.000

DL=55.000

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

		管理基準値	規格値（参考）	備考
直線部	施工目地	10～22mm	26mm	定尺物、調整物を対象とする。
	伸縮目地	20～32mm	40mm	〃
曲線部	施工目地	10～26mm	31mm	役物を対象とする。
	伸縮目地	20～34mm	40mm	〃

撮影に当たっては、目地の間隔、バックアップ材、目地の深さが読み取れるようにする。

主任監督 職 員	監督職員	主任技 術 者

工事名		請負者	
工種名		測定者	
製品規格		目地材の種類	

[illegible]

<記入事項>

1. 「工事名」は、〇〇水路工、△△型水路工等を記入する。
2. 「製品規格」は、製品種別、寸法等を記入する。
3. 「目地材の種別」は、空目地、シリコーン系、ポリウレタン系を記入する。
4. 「番号」は、水路の上流から下流方向に目地箇所の一連番号を記入する。
5. 「目地形態」は、「施工目地」又は、「伸縮目地」を記入する。
6. 「目地間隔測定値」は、目地の開きをミリ単位で整数値を記入する。なお、測定箇所は別紙のとおりとする。
7. 「右岸」「左岸」は、水路の上流から下流に向かって方向を示す。
8. 「管理基準値」は、大型フリーム製品 1 個当たり測定箇所 3 箇所の平均値に対し下記のとおりである。

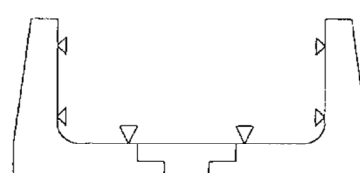
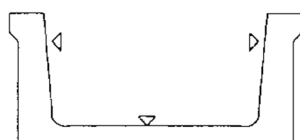
	管理基準値	規格値
直線部の施工目地間隔 (W)	10～22mm	26mm
曲線部の施工目地間隔 (W)	20～26mm	31mm

9. 「目地材充填深さ」は、次のとおりとする。
 - (1) ポリウレタン系は 20mm とする。
 - (2) シリコーン系は 10mm とする。
10. 「バックアップ材寸法」は、「目地間隔測定値」、「目地材の充填する深さ」より挿入するバックアップ材寸法を記入する。
11. 「摘要」は、目地間隔が管理基準値を超えた場合の処理方法、曲線半径、その他必要事項を記入する。

別 紙 □ 目 地 測 定 個 所

大型フリーム

L 形ブロック

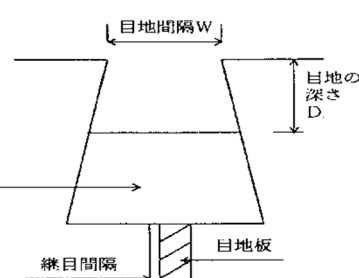
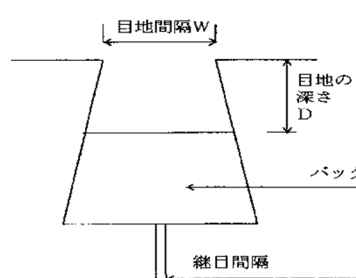


▷ : 測定箇所

- ①側壁部は、大型フリーム水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置。
L 形ブロック水路の場合は天端から 10～15cm 程度の位置及び底版から 10～15cm 程度の位置。
- ②底版部は、大型フリーム水路の場合は製品底版の中央部。
L 形ブロック水路の場合は底版端部。

施 工 目 地

伸 縮 目 地



工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次の通り工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

出来高部分払方式実施要領

1 目的

部分払における出来高部分払方式（以下「本方式」という。）は、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

2 対象工事

建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1（第3条関係）に規定する建設工事契約に係る業種別区分表1、13、14、17及び24に属する工事のうち部局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るものとする。

3 設計・積算

設計及び積算は、従来どおり実施するものとする。

4 入札・契約

(1) 公告等及び入札参加希望者への周知

各発注者は、次の内容を記載することにより入札参加希望者に周知するものとする。

① 公告等への記載

以下に該当するものに、 内の文を記載するものとする。

一般競争入札の場合 ：入札公告及び入札説明書

公募型指名競争入札の場合：揭示及び技術資料作成要領

工事希望型競争入札の場合：送付資料

（記載例）

（○）本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

② 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下の 内の文を記載するものとする。

（記載例）

第○条 部分払について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

(2) 部分払の回数

- ① 本方式の実施に当たっては、受注者が工期の始期日以降出来高に応じて部分払の請求が可能のように、工事請負契約書第38条に必要事項を記入するものとする。なお、部分払請求については部分払請求の上限回数内で受注者が工種や工区の区切りなどにも留意しながら請求することができるものである。
- ② 工事請負契約書第38条第1項の部分払請求の上限回数について
部分払請求の上限回数＝工期／90（端数は切捨てとする。）
- ③ 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約の工事請負契約書第42条第3項の部分払請求の上限回数について
各会計年度の部分払請求の上限回数＝各会計年度の工期／90（端数は切捨てとする。）
ただし、初年度においては年度末の部分払を考慮して、上記式で算定した上限回数が4になる場合を除き、上限回数に1を加える。

5 前払金の扱い

工事請負契約書第35条に示されている前払金の支払については、以下によるものとする。

(1) 前払金の範囲

受注者は、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができるものとする。

※ 国債に係る契約の場合の請負代金額と前払金の支払請求時期については、工事請負契約書第41条によるものとする。

(2) 前払金の支払方法

本方式による場合は、以下の条項を用いるものとする。

工事請負契約書

（前金払）

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 発注者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により請求された前払金額が請負代金額の10分の2に相当する額を超えるときは、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払うものとする。

5 受注者は、前項の規定により前払金の支払いがされた場合において、第1項の規定により請求した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金の支払いを受けるための請求をしようとするときは、あらかじめ、工

事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受ける、若しくは、工期が121日以上（ただし、工期270日以下の工事については、61日以上）経過していなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、工事着手時において、第20条による工事の中止がある場合には、中止期間は除いて経過日数を算定するものとする。

- 6 発注者は、前項の認定の結果を受注者に通知した以降、同項の規定による前払金の支払いを受けるための請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に第1項の規定により請求を受けた前払金額から支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の前払金を支払わなければならない。
- 7 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第3項から第6項までの規定を準用する。
- 8 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第38条又は第39条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

※ 国債に係る契約の場合、第41条第1項文末に下記条文を追加する。

「また、第35条第5項の（ ）内の「工期270日以下の工事」は「国債に係る契約の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の工事及び国債に係る契約の中間年度の工事」に読み替えるものとする。」

（保証契約の変更）

- 第36条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、第1項又は前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(3) その他

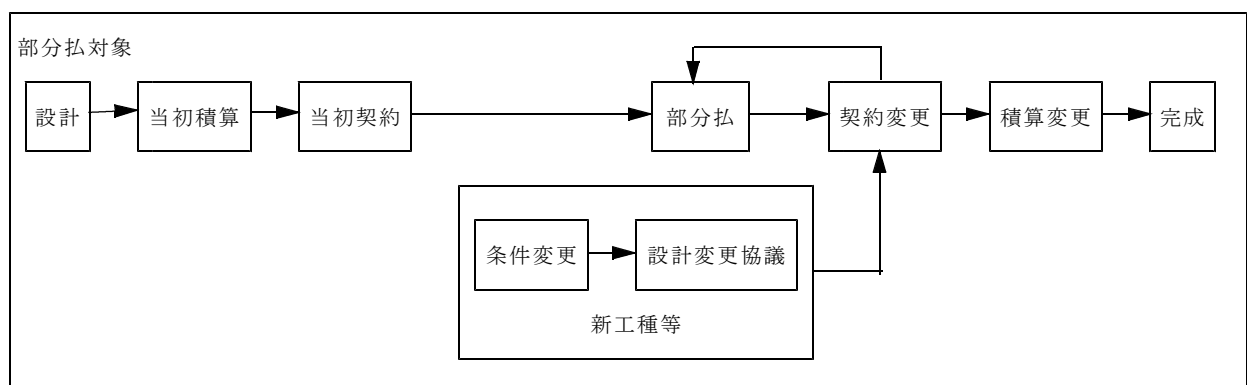
前払金の請求及び要件具備の認定様式は、別紙1～4を参考として実施するものとする。

6 部分払

(1) 部分払の対象

部分払の対象は、工事請負契約書第38条第1項により行うものとする。

なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることができない。この場合、部分払の対象とする部分に限定して数量等を確認し契約変更を行うなど、手続の簡素化を図るものとする。



(2) 工事出来高報告書等の作成（請負代金相当額の算出）

工事出来高報告書等の作成は、従来どおりの手続により実施するものとする。

(3) 下請業者への支払いに対する指導

発注者は受注者に、一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うよう指導するものとする。

現場説明書等の指導事項への記載

現場説明書等の指導事項に、以下の $\boxed{}$ 内の文を記載するものとする。

（記載例）

（○）一次下請業者への支払いについて

一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

7 設計変更協議及び契約変更

設計変更協議及び契約変更に係る手続等は従来どおりとするものとする。

8 監督

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9 検査

(1) 検査職員

検査を行う職員（以下「検査職員」という。）の任命は従来どおりとする。ただし、同一工事における各検査（既済部分、完成、中間技術）（以下「各検査」という。）の検査職員の任命に当たっては、検査の重複を極力避けるため、できる限り同一の検査職員を任命するものとする。

(2) 検査の実施

① 既済部分検査

既済部分検査前に実施された各検査で確認した内容については、検査対象としないものとする。

なお、検査の実施に当たっては、中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化について（平成10年12月11日付け10経第1984号大臣官房経理課長通知）等に基づき行われているところであるが、既済部分検査の迅速化・効率化の観点から、以下の事項について改めて徹底を図るものとする。

- ・ 検査を実施する際には、工事請負契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- ・ 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片付け等の実施を受注者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではないものとする。
- ・ 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについては、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- ・ 既済部分検査等においては、検査当日中に写真による確認を行う必要がある場合を除き、完成写真部分の提出は後日とすることができることとする。この場合、完成写真に代わる完成状況の確認は現場での目視等によって行うこととする。
- ・ 既済部分検査等においては、工事写真についてネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- ・ 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- ・ 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

② 完成検査

従来どおりの方法により実施するものとする。

③ 中間技術検査

中間技術検査を実施する場合は、従来どおりの方法により実施するものとする。

なお、この技術検査の時期に合わせて既済部分検査を行うことにより効率化が図られる。

附 則

本要領は、平成 21 年 4 月 1 日以降手続を開始する契約から適用する。

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

前 払 金 請 求 書

¥

ただし、令和○年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

上記のとおり請求します。

なお、受領の方法については、工事請負契約書第35条第4項及び第6項の規定に基づき受領いたします。

※ 別紙2は2割を超える場合に本前払金請求書とともに提出すること。

別紙3については、本工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であること又は工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）していることについて、発注者又は発注者の指定する者の認定を受け、認定通知書を受領した後、直ちに発注者に提出すること。

※ 前払金請求書（全体請求書40%以内）は契約原本として保管。別紙2及び3は、支払に使用。

※ 前払金保証書は1回作成する。（2回作成する必要はない。）

別紙 2 （ 4 割以内の前払金請求書とともに提出）

令和 年 月 日

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （ I ）

¥ (工事請負契約書第35条第 4 項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

請負代金額 ¥

に対する前払金

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口座名義			

官署支出官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

前 払 金 請 求 書 （Ⅱ）

¥ (工事請負契約書第35条第6項の請求金額)

ただし、令和〇年度 ○○○○○工事

- 1．請 負 代 金 額 ¥
- 2．前払金請求額 ¥
- 3．受領済前払金額 ¥
- 4．未受領前払金額 ¥

指定振込銀行		預金種別	口座番号
ふりがな			
口 座 名 義			

令和 年 月 日

契約担当官等 殿

受注者
住 所
商号又は名称
代表者氏名

出 来 高
工 事 期 間 認 定 請 求 書

1. 工 事 名 令和○年度 ○○○○○工事
2. 工 事 場 所
3. 請負代金額 ￥
4. 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記の工事について、工事請負契約書第35条第5項の要件を具備しておりますので、認定されるよう請求します。

（注意）出来高認定資料（出来高報告書、履行報告書等）を添付すること。（請負代金額の10分の2以上の場合）

工事工程表を添付すること。（工期121日以上経過（ただし、単年度工事の工期が270日以下の場合、国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合及び国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過）の場合）

.....

認 定 通 知 書

上記工事について認定したので通知する。

令和 年 月 日

受注者 殿

(契約担当官等の官職氏名)

令和6年度 成瀬皆瀬国営施設応急対策事業
皆瀬3号幹線用水路（その4）工事
図 面 目 録

図 面 番 号	図 面 名 称	枚 数	備 考
1	位置図	1	
2 1 / 3	計画縦断面図(1/3)	1	
2 / 3	計画縦断面図(2/3)	1	
3 / 3	計画縦断面図(2/3)	1	
3 1 / 4	計画横断面図（1/4）	1	
2 / 4	計画横断面図（2/4）	1	
3 / 4	計画横断面図（3/4）	1	
4 / 4	計画横断面図（4/4）	1	
4	開水路標準断面図	1	
5	取付水路工構造図	1	
6 1 / 2	八幡川分水工構造図(1/2)	1	
2 / 2	八幡川分水工構造図(2/2)	1	
7 1 / 5	八幡川分水工配筋図（1/5）「暗渠部配筋図」	1	
2 / 5	八幡川分水工配筋図（2/5）「分水部配筋図」	1	
3 / 5	八幡川分水工配筋図（3/5）「ゲート部配筋図（1/3）」	1	
4 / 5	八幡川分水工配筋図（4/5）「ゲート部配筋図（2/3）」	1	
5 / 5	八幡川分水工配筋図（5/5）「ゲート部配筋図（3/3）」	1	
8	八幡川分水工箱抜及び差筋配置図	1	
9	旧国道横断暗渠工上流取付水路工構造図	1	
10 1 / 2	県道横断暗渠工補修計画図（1/2）	1	
2 / 2	県道横断暗渠工補修計画図（2/2）	1	
11	八幡川分水工（静水池）補修計画図	1	
12 1 / 2	旧国道横断暗渠工補修計画図（1/2）	1	
2 / 2	旧国道横断暗渠工補修計画図（2/2）	1	
13	補修工標準図	1	
14	付帯工構造図	1	
15	仮設計画図	1	
16	仮橋構造図	1	
計		28	